

意見書

平成 24 年 2 月 15 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年1月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「平成 24 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定(補正)」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

世界的な情報化社会の進展を受け、主要各国はその分野での国際競争力を顕示しようとブロードバンド・インフラ整備を国家施策として推進しています。そうした中、日本政府及び総務省殿が新成長戦略に掲げ推進する「光の道」構想は、ICT 分野における我が国の競争力の向上、及び IT 立国による日本再生を進める上で極めて重要な政策であると考えます。

今回申請がなされている「加入光ファイバ接続料」の問題については、この重要な政策の成否を左右するものであり、政府が推進する施策との整合性を確保することは勿論、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」という。)の独占化の進行等、現状のルールが競争政策として大いなる課題を抱えたものであるとの視点に立脚した議論の推進が不可欠であると考えます。

また、今回同時に申請がなされている3つの接続料のうち、「次世代ネットワーク(以下、「NGN」という。)接続料」及び「レガシー系サービス接続料」についても、メタルから光、レガシーから IP といった電気通信市場のパラダイムシフトに際して、大きな影響を及ぼしうる重要な競争政策案件となります。

従って、今回申請がなされている3つの接続料については、いずれも重要な位置付けにあたるものであり、「光の道」構想との整合のみならず、マイグレーション期における電気通信事業全体の健全な発展を図るという観点から、その認可の是非等が判断されるべきと考えます。

まず、「加入光ファイバ接続料」については、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(平成 20 年 3 月 27 日)において、NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位での接続料設定は時期尚早との結果となりました。しかしながら、分岐端末回線単位での接続が先送りされた結果、その後光アクセスサービス市場は、NTT 東西殿の独占が強まった[※]等、競争環境は後退の一途をたどっていることを考慮すると、NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間で1ユーザ当たりのコストが同等となるよう、NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位での接続料設定が必須であると考えます。

「NGN 接続料」に関しては、多様なサービスを創出可能とする競争環境を整備し、各種プレーヤーの参入を推進することが必要であり、NTT 東西殿の NGN において、コア網である IP 網のアンバンドルの細分化、PSTN の GC 接続に相当するアンバンドルメニューの設定等の対応が必要です。

また、需要減の影響から値上げ傾向にある「レガシー系サービス接続料」については、接続料水準の低廉化及びレガシー系サービスの安定的提供の確保を可能とする新たな接続料算定方式への早期移行が必須であると考えます。

※ FTTH 市場における NTT 東西殿シェアは、平成 20 年 3 月末時点で 72.2%、平成 23 年 9

月末時点で74.5%となっている。(総務省殿公表資料「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」より)

NTT 東西殿を含めた OSU 共用については、平成 23 年 10 月より接続委員会において議論が再開され、分岐単位接続料設定の適否について議論がなされています。OSU 等の設備を共用することにより、効率性の向上が図られ、1 ユーザ当たりのコスト低廉化が進むことに伴い、事業者参入のハードルが下がり、サービス競争が促進され、ひいてはユーザ料金の低廉化につながることは明らかです。競争事業者の参入促進による料金低廉化・サービス多様化の推進、光サービスの利用率向上については、『「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ』(平成 22 年 12 月 14 日)においても、その必要性が示されているところです。接続委員会におかれましては、設備共用の可能性を追求した議論をして頂き、NTT 東西殿を含めた OSU 共用を前提とした分岐単位接続料の設定を実現して頂きたいと考えます。なお、「平成 23 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」答申(平成 23 年 3 月 29 日)において、「分岐単位接続料の設定の適否については、～(略)今回なされた議論を十分に踏まえつつ、更なる多角的な調査・審議を継続し、～(略)引き続き検討を行う」と示されているところ、現在接続委員会で議論されている分岐単位接続料設定の適否についても、多角的な検討を行う観点から、当然のこととして広く国民に意見募集を行うべきと考えます。

以下、本申請に係る各論について、弊社共の意見の詳細を述べさせていただきます。

【各論】

1. 災害特別損失の扱いについて

本申請に係る接続料の算定に当たり、NTT 東日本殿は、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて当該接続料に算入しており、この算入については接続料規則に規定がないため、本申請と併せて接続料規則第 3 条の許可を求めています。

弊社共としましては、震災対応とはいえ、接続料規則に規定がないものを内容の精査を実施することなく、接続料へ算入することを性急に許可することは早計であると考えます。まずは接続料規則第 3 条の許可の申請を行い、接続料原価への算入の是非について議論を尽くした上で対応を行うことが本来あるべき姿と考えます。

2. 乖離額調整について

基本的な考え方として、将来原価方式は、申請者である NTT 東西殿が自らの情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方法であり、予測と実績との乖離は将来予測を行った申請者自らが責任を負うべきものであるため、乖離額調整制度は本来認められるべき

ものではありません。仮に、乖離額調整を認めた場合、NTT 東西殿は実績コストの回収が担保されることになるため、NTT 東西殿にネットワーク整備に係る効率化インセンティブを持たせることができないという問題が生じることから、乖離額調整制度の恒常的な実施は認められるものではないと考えます。

また、平成 23 年度～平成 25 年度接続料認可の際、「乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、NTT 東西のコスト削減インセンティブを確保する必要性から、NTT 東西に対し、需要の減少に応じたコスト削減の取組について、平成 24 年度接続料に係る乖離額の補正申請時までに総務省に報告する」ことが条件として挙げられていましたが、本申請概要においては、NTT 東西殿から総務省殿にコスト削減を進めている旨の報告が行われていることのみが示されています。申請概要に示されている情報のみでは、NTT 東西殿のコスト削減の取組が適正に行われているのか接続事業者で検証を行うことは不可能であるため、総務省殿に検証して頂き検証結果を示して頂く、または接続事業者にて検証が可能となるよう NTT 東西殿のコスト削減の取組の詳細を公表して頂く等の措置が必要と考えます。

以上